

第98期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

場所

久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

【新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り郵送またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。

ご出席される場合には、マスクの着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には当行ホームページ(<http://www.chikugin.co.jp/>)にてお知らせいたします。

郵送またはインターネット等による
議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時まで
（詳細は2頁～4頁をご覧ください。）

目次

第98期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件	17
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	23

（添付書類）

事業報告	24
計算書類	43
連結計算書類	46
監査報告書	48

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
2022年6月7日

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1

株式会社 筑邦銀行

代表取締役
頭 取 佐 藤 清一郎

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告および
計算書類報告の件
 2. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 連結計算書類ならびに
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の方法がございます。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2022年6月28日(火) 午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合

郵送(書面)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月27日(月) 午後5時到着分まで

インターネット等



後記(3頁~4頁)の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年6月27日(月) 午後5時まで

詳細は3頁~4頁をご覧ください。➔

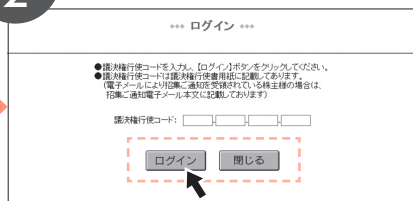
[ご注意事項]

- 郵送(議決権行使書面)とインターネット等の双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 1. 事業報告
 - ①財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ②業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ③特定完全子会社に関する事項
 - ④親会社等との間の取引に関する事項
 2. 計算書類等
 - ①株主資本等変動計算書
 - ②個別注記表
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結注記表

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

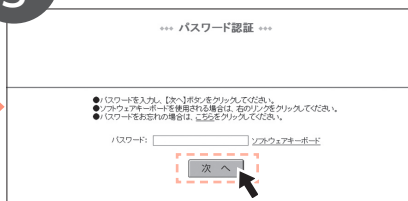
当行ホームページアドレス ▶ <http://www.chikugin.co.jp/>

STEP 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

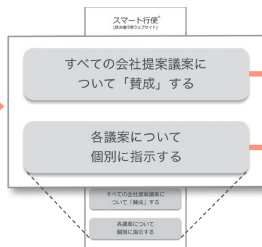


お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

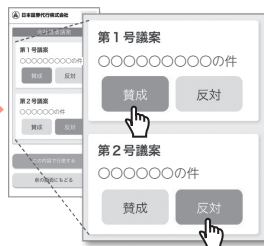
ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 2 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、
議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき 25円 総額 156,108,300 円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
〔附則〕 (新設)	<p>〔附則〕</p> <p>1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定に係わらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	重任 さとう せいいちろう 佐藤 清一郎	取締役頭取執行役員 (代表取締役)
2	重任 しぎょう けんじ 執行 謙二	取締役常務執行役員 企画本部長
3	重任 つるく ひろゆき 鶴久 博幸	取締役常務執行役員 営業本部長
4	重任 かねこ すえみ 金子 末見	取締役常務執行役員 資金運用本部長 兼事務本部長
5	重任 ふじさき ゆういちろう 藤崎 勇一郎	取締役常務執行役員 リスク管理本部長
6	新任 のぐち ひかる 野口 光	上席執行役員 福岡営業部長 兼赤坂門支店長
7	重任 あそ せい わたる 麻生 渡 社外 独立役員	社外取締役

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	さとう せいいちろう 佐藤 清一郎 (1949年 2月3日生) <div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重任</div>	1971年 4月 日本勧業銀行入行 1995年 5月 第一勧業銀行今治支店 長 1997年 4月 同行資金証券部長 1998年 5月 同行証券企画部長 1999年 6月 同行取締役欧州支配人 兼ロンドン支店長 2002年 4月 みずほコーポレート銀 行常務執行役員欧州地 域統括 2004年 4月 みずほ証券代表取締役 副社長 2006年 4月 当行顧問就任 2006年 6月 当行取締役副頭取 2009年 4月 当行取締役頭取 (代表 取締役) 2017年 6月 当行取締役頭取執行役 員 (代表取締役) 現在に至る	12,900株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任。2006年6月からは当行副頭取、2009年4月より当行代表取締役頭取を務めており、銀行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識や経験を有しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、こうした経験や知見を取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
2	しぎょうけんじ 執行謙二 (1961年 3月3日生) 重任	1984年4月 日本銀行入行 2006年10月 同行政策委員会室企画 役 2009年9月 同行総務人事局企画役 2012年7月 当行入行 営業統括部 付部長 2014年6月 当行総合企画部長 2014年7月 当行執行役員総合企画 部長 2015年6月 当行取締役総合企画部 長 2017年6月 当行取締役上席執行役 員総合企画部長兼総務 部長 2018年6月 当行取締役常務執行役 員総合企画部長 2019年4月 当行取締役常務執行役 員企画本部長 現在に至る (企画本部担当)	1,200株
《取締役候補者とした理由》 日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験を有しております。当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、2015年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
3	つる く ひろ ゆき 鶴 久 博 幸 (1963年 7月7日生) 重任	1986年4月 当行入行 2008年4月 当行大野支店長 2011年4月 当行千早支店開設準備 委員長 2011年11月 当行千早支店長 2014年6月 当行鳥栖支店長 2015年7月 当行執行役員鳥栖支店 長 2016年6月 当行執行役員福岡支店 長 2017年4月 当行執行役員福岡営業 部長 2017年5月 当行執行役員福岡営業 部長兼赤坂門支店長 2017年6月 当行取締役上席執行役 員福岡営業部長兼赤坂 門支店長 2018年4月 当行取締役上席執行役 員営業統括部長 2019年4月 当行取締役上席執行役 員営業本部長 2019年6月 当行取締役常務執行役 員営業本部長 現在に至る (営業本部担当)	2,700株
《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長 (2017年4月に福岡営業部に改組) を歴任し、銀行全 般の知識、経験が豊富であります。2017年からは取締 役を務めており、その職務・職責を適切に果たしておりま す。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関す る経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締 役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物と して、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
4	かね こ すえ み 金子末見 (1962年 9月13日生) 重任	1985年4月 当行入行 2005年4月 当行西新町支店長 2008年4月 当行筑後支店長 2010年7月 当行ソリューション事業部長 2014年7月 当行執行役員ソリューション事業部長 2017年6月 当行上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長 2017年11月 当行上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長 2019年6月 当行取締役常務執行役員 2020年7月 当行取締役常務執行役員資金運用本部長兼事務本部長 現在に至る (資金運用本部、事務本部担当)	1,000株
<p>《取締役候補者とした理由》 1985年入行後、西新町支店長、筑後支店長、ソリューション事業部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2019年からは取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
5	ふじ さき ゆういちろう 藤 崎 勇一郎 (1962年 1月25日生) <div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重任</div>	1986年4月 当行入行 2005年6月 当行小郡支店長 2007年11月 当行黒崎支店長 2011年7月 当行鳥栖支店長 2014年6月 当行人事部長 2015年7月 当行執行役員人事部長 2017年6月 当行上席執行役員人事部長 2018年4月 当行上席執行役員福岡営業部長兼赤坂門支店長 2019年6月 当行取締役上席執行役員本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長 2021年6月 当行取締役常務執行役員リスク管理本部長 現在に至る (リスク管理本部担当)	1,300株
<p>《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、小郡支店長、黒崎支店長、鳥栖支店長、人事部長、福岡営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2019年からは取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
6	<p>のぐち ひかる 野 □ 光</p> <p>(1967年 12月27日生)</p> <p>新任</p>	<p>1986年 4月 当行入行</p> <p>2009年 4月 当行雑餉隈支店長</p> <p>2011年10月 当行大牟田支店長</p> <p>2014年 6月 当行大野支店長</p> <p>2016年 6月 当行鳥栖支店長</p> <p>2019年 6月 当行執行役員福岡営業 部長兼赤坂門支店長</p> <p>2021年 6月 当行上席執行役員福岡 営業部長兼赤坂門支店 長 現在に至る</p>	1,800株
<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>1986年入行後、大牟田支店長、大野支店長、鳥栖支店長、福岡営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2021年からは上席執行役員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
7	あ そ う わたる 麻 生 渡 (1939年 5月15日生) 重任 社外 独立 役員	1963年 4 月 通商産業省入省 1978年 5 月 外務省在英日本大使館参事官 (在ロンドン) 1989年 7 月 近畿通商産業局長 1991年 6 月 通商産業省商務流通審議官 1992年 6 月 特許庁長官 1995年 4 月 福岡県知事 2005年 2 月 全国知事会長 2011年 4 月 福岡県知事退任 (四期16年) 2011年 4 月 全国知事会長退任 (三期6年) 2012年 5 月 一般財団法人九州地域産業活性化センター会長 2012年 6 月 福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長 2012年 6 月 一般財団法人九州産業技術センター会長 2014年 6 月 当行 (社外) 取締役 現在に至る	0株
<p>《社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 特許庁長官、福岡県知事、各種企業経営等での要職を務めた実績を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、客観的視点からの取締役会の意思決定機能への助言および監督機能強化への貢献を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
 2. 麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
 3. 麻生渡氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 4. 当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員 (社外取締役) として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。

5. 当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
6. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
7. 監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断していますので、指摘すべき事項はありません。なお、取締役の報酬等についても検討を行った結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	新任 なかのしんすけ 中野慎介	取締役専務執行役員 (代表取締役)
2	重任 いけべすすむ 池部晋	取締役監査等委員
3	重任 たちばなようすけ 立花洋介 社外 独立役員	社外取締役監査等委員
4	重任 ながたけんせい 永田見生 社外 独立役員	社外取締役監査等委員
5	新任 にしむらかずよし 西村和芳 社外 独立役員	第一不動産株式会社 代表取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	なかのしんすけ 中野 慎 介 (1958年 9月15日生) 新任	1981年4月 当行入行 2000年5月 当行大善寺支店長 2003年4月 当行吉井支店長 2006年4月 当行黒崎支店長 2007年11月 当行鳥栖支店長 2009年4月 当行日吉町支店長 2010年7月 当行執行役員人事部長 2012年6月 当行取締役人事部長 2014年6月 当行常務取締役 2017年6月 当行取締役常務執行役員 2019年6月 当行取締役専務執行役員(代表取締役) 2020年7月 当行取締役専務執行役員リスク管理本部長(代表取締役) 2021年6月 当行取締役専務執行役員(代表取締役) 現在に至る (監査グループ担当)	3,200株
《監査等委員である取締役候補者とした理由》 1981年入行後、鳥栖支店長、日吉町支店長、執行役員人事部長を歴任。2019年からは代表取締役専務執行役員を務めており、銀行全般の知識、経営の立場での経験が豊富であります。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
2	いけ べ すずむ 池 部 晋 (1960年 9月1日生) 重任	1984年4月 当行入行 2013年5月 当行証券国際部長 2013年7月 当行資金証券部長 2015年7月 当行執行役員資金証券 部長 2017年6月 当行上席執行役員資金 証券部長 2020年6月 当行取締役(監査等委 員) 現在に至る	4,300株
<p>《監査等委員である取締役候補者とした理由》 1984年入行後、資金証券部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であります。2020年からは監査等委員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である取締役候補者とした。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
3	たち ばな よう すけ 立 花 洋 介 (1953年 9月6日生) 重任 社外 独立 役員	1977年4月 松下電器産業(株) (現在は、パナソニックホールディングス(株)) 入社 1981年11月 等松・青木監査法人 (現在は、有限責任監査法人トーマツ) 入所 1985年8月 公認会計士登録 1985年9月 立花公認会計士事務所 設立 2013年6月 当行(社外) 監査役 2015年10月 税理士法人 TACHIBANA代表社員 2016年6月 当行(社外) 取締役 (監査等委員) 現在に至る	0株
《監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 公認会計士としての専門的な会計知識と長年にわたる豊富な実務経験に加え、企業経営を統括する十分な見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
4	なが た けん せい 永 田 見 生 (1949年 2月8日生) 重任 社外 独立 役員	1977年11月 久留米大学医学部整形 外科学 助手 1998年4月 久留米大学医学部整形 外科学 教授 2000年6月 久留米大学医学部整形 外科学 講座主任教授 2005年4月 久留米大学病院副院長 2009年4月 久留米大学医学部長 2012年1月 久留米大学学長 2012年11月 久留米大学名誉教授 2017年1月 学校法人久留米大学理 事長 2018年6月 当行(社外)取締役 (監査等委員) 現在に至る	0株
<p>《監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 長年にわたる医学者としての幅広い学識と経験に加え、元々の大学の経営に携わってきた経験や幅広い見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
5	にしむらかずよし 西村和芳 (1947年 4月3日生) 新任 社外 独立 役員	1977年11月 西村和芳土地家屋調査士事務所代表 1979年8月 第一不動産株式会社代表取締役 2013年7月 当行経営顧問 現在に至る	700株
	《監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 不動産業界からみた経済情勢分析に対する専門的知見に加え、長年にわたる経営コンサルタントとしての豊富な経験を有しております。こうした豊富な経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
なお、西村和芳氏と当行の間で締結しておりました経営顧問契約は2022年4月30日をもって解除しております。また、当期の西村和芳氏への経営顧問料は発生しておりません。
2. 立花洋介氏、永田見生氏および西村和芳氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当行は立花洋介氏および永田見生氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。本議案が承認可決され、立花洋介氏、永田見生氏および西村和芳氏が監査等委員である取締役として就任した場合には、同氏らを福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、立花洋介氏および永田見生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、両氏の監査等委員である取締役選任議案が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。また、西村和芳氏につきましても監査等委員である取締役選任議案が承認可決された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。
6. 立花洋介氏は、現在、当行の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。永田見生氏も同じく、当行の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
かばしま おさむ 椋島 修 (1954年 12月31日生)	1982年10月 司法試験合格 1989年4月 かばしま法律事務所 設立 2009年4月 福岡県弁護士会副会長 2014年7月 弁護士法人かばしま法律事務所 代表社員 現在に至る	0株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要》 弁護士としての専門的な法律知識と長年にわたる豊富な実務経験に加え、企業経営に対する十分な見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		0株

- (注) 1. 椋島修氏は、補欠の監査等委員としての社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
2. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなり、椋島修氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 椋島修氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
4. 当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

(添付書類)

第98期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(銀行の主要な事業内容)

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

(金融経済環境)

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中で持ち直しの動きがみられましたが、年度末にかけてウクライナ情勢の不透明感や供給面での制約などから、一部には弱さがみられました。一方、海外経済は米国では景気が着実に持ち直してきましたが、景気回復の動きがみられていた欧州では原材料価格の上昇やウクライナ情勢の深刻化などにより景気回復に陰りが出てきました。また、中国では新型コロナウイルスの感染再拡大などから回復のテンポが鈍化しました。

金融情勢については、EUでは政策金利を据え置くなど金融緩和を継続してきたものの、米英では政策金利の引き上げ等金融引き締めに着手しました。一方、中国では景気対策の一環として政策金利を徐々に引き下げました。国内では日本銀行が金融緩和措置を継続しており、当年度末には長期金利の指標である新発10年物国債利回りは0.2%台、ドル円相場は121円台、日経平均株価は27,800円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状況ながら各種政策の効果などから輸出・生産を中心に景気が持ち直しつつありましたが、感染の再拡大や原材料費の値上がり等により年度末にかけて持ち直しのペースが鈍化しました。

(事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

コロナ禍での取組み状況

当行は新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた地元の中小・中堅企業や個人事業主のお客さまに対して、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」の取扱期間を延長するなど積極的に資金繰り支援を続けております。

お客さまの経営改善・事業再生・事業転換についても伴走型支援の取組みを強化する中、当行と株式会社商工組合中央金庫は、2022年3月に「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結しました。「地域金融機関」と「公的金融機関」の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、従来以上に連携を強化することで相乗効果を発揮し、コロナ禍での地域経済の活性化や雇用の安定に貢献してまいります。

なお、当行はお客さまや役職員への感染拡大防止に努めるため、昼休み休業として一部の営業店において窓口休業時間を導入しておりましたが、2022年4月より新たに9店舗を追加します。また、除菌空気清浄機設置の拡大、在宅勤務や時差出勤などの対策を行っております。

当行は今後も新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組むとともに、金融サービスを継続し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまを引き続き全力で支援してまいります。

新たなビジネスモデルの確立に向けた取組み

当行はSBIベネフィット・システムズ株式会社と企業型確定拠出年金プラン(以下、「ちくぎんDCプラン」という。)を、2021年6月に設立しました。ちくぎんDCプランは従業員数に関わりなく加入者1名から、また一部の方の部分加入でも導入が可能であり、これまでDCの導入が容易ではなかった小規模・中小企業のお客さまも導入が可能となります。

なお、当行とのお取引の有無を問わないサービスであることをより鮮明にし、引き続き多くの小規模・中小企業の皆さまへ企業型DCの有用性をお伝えしていくため、2022年4月に「ちくぎんDCプラン」を「誰でもDCプラン」へ名称を変更します。

当行は2020年11月に事業承継問題解決のため業務提携している株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構（以下、「YSK」という。）と共同で合併会社「株式会社ちくぎんBusiness Eternal Succession」（以下、「C-BES」という。）を設立し、承継企業の株式を永久保有する事業承継案件への取組みを行ってまいりました。

2021年12月に第一号案件として、本社を久留米市に置く久留米・鳥栖広域情報株式会社（以下、「KTT」という。）とC-BESが指定するSPC（特別目的会社）が株式交換契約を締結し、KTT株式を100%取得しました（以下、「本件」という。）。

本件は、当行とYSKが標榜している、「必要な企業は地域に残す」「地域の雇用を守る」等のコンセプトが、KTTの株主であった自治体、金融機関、地元企業およびKTT役職員に認められ、成約となりました。

当行は今後もC-BESを通じた承継企業の株式永久保有スキームを活用し、地域金融機関として事業承継問題の解決に取り組んでまいります。

当行の連結子会社である株式会社ちくぎんテクノシステムズは2021年12月に「医療費あと払い」サービスおよび「健康あんしん口座」を提供する株式会社エムイーエックステクノロジーズ（以下、「MEX社」という。）と業務提携しました。

「医療費あと払い」サービスは、医療機関の利用者の自己負担部分を口座振替などであと払いすることができるキャッシュレス決済サービスです。医療機関は会計窓口の混雑緩和や会計業務の効率化を図ることができます。また、平日夜間や休日の時間外診療でも活用可能です。医療機関の利用者は会計窓口での支払が不要となるため、会計を待たずにすぐに帰宅できます。

当行口座を「医療費あと払い」サービスの振替口座に指定いただいたお客さまは、「健康あんしん口座」の会員として、「医療費あと払い」サービスを割安で利用できることに加え、SBI損害保険株式会社の医療保険も利用可能となります。この医療保険は、保険金を保険会社に請求する際の煩雑な手続きをMEX社が代行するため、お客さまの保険金請求手続きが不要となります。

当行、SBIホールディングス株式会社及び九州電力株式会社の3社は2021年5月に「株式会社まちのわ（以下、「まちのわ」という。）」を共同で設立しました。

「まちのわ」では地域のデジタル化を推進する地域情報プラットフォームを活用し、プレミアム付電子商品券・地域通貨等を発行・運用するサービスを展開してまいりました。

プレミアム付電子商品券は、紙の商品券に比べて発行団体の事務負担軽減やコスト削減、利用者の利便性向上、データの利活用が行える等の利点があります。また、非接触の決済方法はウィズコロナ時代の生活様式にも合致するサービスとなります。

なお、2022年3月にプレミアム付地域商品券の電子化事業の取組みが、令和3年度地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」として、内閣府特命担当大臣より表彰を受けました。

当行は2021年9月に法人・個人事業主のお客さまとの各種取引におけるデジタル化に向けた取組みとして、フィンテック企業のOLTA 株式会社（以下、「OLTA社」という。）と新たに共同事業を実施することで合意しました。

当行は2021年3月よりOLTA社との共同事業として「筑邦銀行クラウドファクタリングpowered by OLTA」を取扱っておりますが、2021年9月からOLTA社の完全子会社であるFINUX株式会社が提供するクラウド入出金管理サービス「INVOY」を提供しております。

当行はINVOYの提供を通じて、各企業が改正電子帳簿保存法や2023年10月から開始されるインボイス制度にスムーズに対応できるよう支援し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進してまいります。

INVOYは、従来のクラウド請求管理機能に加え、お客さまが取引されている複数の金融機関の残高および入出金明細を確認することが可能となる統合通帳機能などのお客さまの利便性向上につながるコンテンツを提供しております。なお、法人・個人事業主のお客さまに統合通帳機能をご提供するのには、九州に本店所在地をおく金融機関としては当行が初めてとなります。

当行は2021年11月にフィンテック企業の株式会社エンペイとの共同事業として「enpay (エンペイ) for 筑邦銀行」(以下、「enpay (エンペイ)」) という。) の取扱いを開始しました。

「enpay (エンペイ)」は、保育園、学校や塾、習い事等における集金業務のキャッシュレス化・デジタル化をサポートするサービスです。多くの教育現場では未だに現金取扱いが多く、保護者・請求者双方に大きな負担がかかっているのが実情です。「enpay (エンペイ)」を導入することで、保育園、学校や塾、習い事等の請求者側はLINEで保護者に保育料などを請求、集金ができ、また支払状況をリアルタイムに把握可能で、業務負担を軽減することが出来ます。保護者等の支払者側もスマートフォンに届く請求通知からいつでも簡単に送金することが可能となります。

当行は今後も多様なアライアンスを軸とした質の高いサービスを提供し、新たなビジネスモデルの確立に向けて取り組んでまいります。

商品・サービス等の拡充

当行は2021年6月にマネータップ株式会社が提供するスマートフォン用送金アプリ「MoneyTap (マネータップ)」に接続しました。「MoneyTap」は、利用者による個人間の送金を安全・即時かつ快適に行うスマートフォン向けアプリであり、接続銀行間でメンテナンス時を除く24時間365日いつでも銀行口座間の送金が可能な日本初のサービスです。銀行口座番号のほか、携帯電話番号やQRコードを用いた送金機能も実装しております。

当行は2022年1月にお客さまの利便性向上を目的としてスマートフォン向けポータルアプリ「ちくぎんアプリ」をバージョンアップし、複数口座の照会、照会科目の追加、資産残高一覧表示及び通帳レス切替申込みの新機能を追加しました。

また、当行は株式会社pringが提供するスマホ決済サービス「pring (プリン)」及びPayPay株式会社が提供するキャッシュレス決済サービス「PayPay」に対して、当行普通預金口座から即時にチャージできる機能の提供を開始しました。

当行はダイバーシティへの社会的関心の高まりを踏まえ、戸籍上の夫婦と同様に、同性パートナーが連帯債務・連帯保証や所得合算、担保提供すれば取扱いが可能なLGBTに対応した住宅ローンを2021年10月より開始しました。

また、当行は地域経済の発展に貢献し、地方創生に向けた取組みとして、日本政策金融公庫と連携し、CLO（ローン担保証券）スキームを活用した無担保・無保証人の商品である「ちくぎん地方創生ローン」の取扱いを2021年10月より開始しました。なお、「ちくぎん地方創生ローン」のCLOは、SDGsにおける17の目標のうち「8.働きがいも経済成長も」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」への貢献などが評価され、株式会社格付投資情報センターによりソーシャルボンド評価を取得しております。

当行は福岡県信用保証協会との提携商品「ちくぎんDXローン」の取扱いを2022年3月より開始しました。「ちくぎんDXローン」はOLTA社が提供するクラウド入出金管理サービス「INVOY」に備わった機能を活用し、同サービスを利用されるお客さまの資金繰りをサポートする新商品です。「ちくぎんDXローン」はお客さまの事業を多方面からサポートしたい当行とOLTA社、そして福岡県信用保証協会の三者の思いがマッチしたことで実現し、デジタル化に寄与するクラウドサービスと連携した保証協会提携商品としては国内初の提供となります。

当行は今後も、お客さまの多様なニーズにお応えし、よりご満足いただける新しい商品・サービスの提供に努めてまいります。

SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

当行は2020年7月に公表した「筑邦銀行SDGs宣言」に基づき、持続可能な社会の発展に向けて環境関連融資やSDGs私募債の引受けといったSDGsや脱炭素社会に向けた取組みを支援しております。

近年、世界各地において異常気象等に起因する被害が甚大化しており、当行が基盤とする福岡県においても豪雨・浸水による被害が頻発するなど、気候変動リスクへの対応は企業経営および地域経済にとって大きな課題となっています。これを踏まえ、当行はSDGsのうち重点的に取り

組む6項目の一つとして「13.気候変動に具体的な対策を」を掲げたほか、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を2021年12月に表明しております。同提言に沿った態勢整備や情報開示に取り組んでいくとともに、気候変動が地域のお客さまに与えるリスクを想定しながら、お客さまの気候変動リスクへの取組みを支援してまいります。

当行はneuet（ニユート）株式会社と連携し、2021年7月より一部営業店敷地内にneuetが運営するシェアサイクルサービス「Charichari（チャリチャリ）」の駐輪ポートを設置しました。「Charichari（チャリチャリ）」は福岡市との共同事業であり、都心部への自動車流入の抑制、来訪者等の回遊性向上、放置自転車の減少、またコロナ禍における三密防止策に資する交通手段として注目を集めております。また、シェアサイクルサービスの駐輪ポートを金融機関の営業店舗に設置する取組みは福岡県内初であり、neuetと金融機関との連携は全国で初となります。

当行は日本環境設計株式会社が展開する、服の回収からリサイクルを行うプロジェクト「BRING™」に参加し、2021年10月より一部営業店にて、使用済衣料品の回収BOX設置を開始しました。なお、「BRING™」参加の目的は役目を終えた衣料品のリユース、リサイクルを行うことで、循環型社会の創出を目指すものです。また、「BRING™」の回収BOXを金融機関の営業店舗に設置する取組みは全国初となります。

営業店舗等

営業店舗については、新設・廃止ともになく、店舗数は44か店と変動ありませんが、大川支店を柳川支店内に移転しました。なお、2021年6月に柳川支店、2021年7月に長門石支店を近隣地へ移転しました。柳川支店の新店舗の1階にはフリースペースを設置し、「テレワークスペース」としてのご利用や、「地元企業の商品展示場」、「各種セミナーの開催」等、地域の様々なビジネスシーンをご支援する地域貢献型スペースとしてご提供いたします。

店舗外現金自動設備については、新設2か所により35か所38台となりました。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、法人預金が増加したことに加えて個人預金も増加したことから、期末残高は前年度末比190億円増加の7,954億円となりました。一方、譲渡性預金は前年度末比4億円減少の41億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、コロナ禍のなか、地元の中小・中堅企業や個人事業主のお客さまに対し、積極的に資金繰り支援を続けた結果、個人向けや地方公共団体向けの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比30億円増加の5,416億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、預金による資金調達が好調に推移したことから、地方債などの債券を中心に投資を行い、期末残高は前年度末比75億円増加の2,383億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式の評価差益が減少したことに加えて、投資信託の評価差損が増加したことなどから、前年度末比63億25百万円減少の3億4百万円の評価益となりました。

損 益 状 況

経常収益は、役務取引等収益が増加したものの、貸出金利息や有価証券利息の減少により資金運用収益が減少したことなどから、前年度比2億65百万円減収の112億93百万円となりました。また、経常費用は、営業経費や不良債権の処理費用が増加したことなどから、前年度比2億48百万円増加の103億63百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比5億14百万円減益の9億30百万円となりました。当期純利益は、経常利益が減益となったことなどから、前年度比4億51百万円減益の6億33百万円となりました。

(対処すべき課題)

コロナ禍で経済の停滞が長期化し、生活スタイルや働き方・経営環境の変化、デジタル化が大きく進みました。また、2022年2月にロシアがウクライナへ侵攻して以来、日本経済の見通しは不透明感を増しております。ウクライナ情勢の沈静化やコロナ禍の終息については未だ予断を許しませんが、ワクチン接種が進み、治療薬開発も加速して、ポストコロナを見据えた経済活動の再開が見えてきております。

当行は2021年4月より2024年3月までの3年間におよぶ「中期経営計画2021」を開始しました。この中期経営計画のスタートに併せ、経営環境の激変に対応した新たなビジネスモデルにふさわしい経営理念を策定しました。具体的には、「動かす人が活躍する組織」「ベストパートナーへの挑戦」「正しい倫理観がすべての出発点」の3点を掲げました。新しい経営理念には、人を動かし、心を動かし、未来を動かす行員が、お客さまそして地域にとって最良のパートナーとなり、正しい倫理観に基づいた行動力を発揮するという私たち役職員の思いを込めました。また、新しく当行が目指すべき方向性や視点を、スローガン「人、まち、地域を『動かす人』がいる銀行へ」に込めております。そのための重点取組項目として、預金・貸出金業務を深掘りする「既存ビジネスの深化」、資産運用支援や事業承継支援、また中小企業向け企業型確定拠出年金導入支援などの「新たなビジネスへの挑戦」、それを可能とするための人材確保やデジタル化の推進などの「強靱な経営基盤の構築」の3つを掲げております。外部提携先とのアライアンス戦略の推進や、金融の枠や地域の枠を越えたお客さま支援ビジネスにも挑戦していく所存です。

当行は、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地方銀行そのものが地域の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、地域の課題解決と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	692,449	695,655	776,439	795,462
定期性預金	280,577	267,078	260,414	255,087
その他	411,872	428,576	516,024	540,375
貸 出 金	492,226	506,565	538,629	541,648
個人向け	95,272	98,166	97,700	99,423
中小企業向け	344,572	345,911	383,535	378,818
その他	52,381	62,488	57,393	63,407
商品有価証券	46	43	—	—
有 価 証 券	200,807	179,047	230,801	238,303
国 債	14,785	8,665	17,504	8,372
その他	186,022	170,382	213,296	229,931
総 資 産	785,459	774,828	865,232	893,377
内 国 為 替 取 扱 高	5,932,159	5,957,574	5,814,522	5,906,824
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 601	百万ドル 287	百万ドル 211	百万ドル 321
経 常 利 益	1,062	932	1,444	930
当 期 純 利 益	739	692	1,085	633
1株当たり当期純利益	円 銭 121 31	円 銭 113 25	円 銭 177 91	円 銭 104 68

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	532人
平 均 年 齢	38年 5 月
平 均 勤 続 年 数	16年 0 月
平 均 給 与 月 額	314千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
久 留 米 ブ ロ ッ ク	17店 (うち出張所 一)
東 部 ブ ロ ッ ク	5店 (うち出張所 一)
南 部 ブ ロ ッ ク	6店 (うち出張所 一)
福 岡 ブ ロ ッ ク	15店 (うち出張所 一)
東 京 支 店	1店 (うち出張所 一)
合 計	44店 (うち出張所 一)

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を35か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありません。店舗外現金自動設備は、久留米西出張所、大川市榎津出張所の2か所を新設しました。

ハ 銀行代理業者の一覧 該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	611
---------------	-----

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資276百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、86百万円であります。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
営業店施設等の取得	114
事務機械等の新設、拡充、改修	220

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市河川町1490番地の9	事 務 受 託 業	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル6階	経 済 調 査 業	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リ ー ス 業	百万円 20	% 49.2	
筑邦信用保証株式会社	久留米市東合川5丁目7番33号	保 証 業	百万円 30	% 5	
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	久留米市東合川5丁目7番33号	コンピュータ関連業	百万円 20	% 70	

注 上記5社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社及び株式会社ちくぎんテクノシステムズは子会社に該当し、残りの3社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. SBIホールディングス株式会社との間で、以下の内容による資本業務提携に関する契約を締結しております。
 - ①地域通貨の発行、スタートアップ企業の支援やビジネスマッチング等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
 - ②SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の検討、株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化や事業承継支援・M&Aにおける協業
 - ③マネータップ株式会社、SBIネオファイナンスサービスズ株式会社及びSBI FinTech Incubation 株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの共同化の検討
 - ④SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当行の収益力の強化
 - ⑤契約の目的に資する協業・連携の検討及び推進
5. 株式会社Yamatoさわかみ事業承継機構との間で、永久保有による事業承継投資や承継先の経営及び経営改善支援を目的として業務提携しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 清一郎	代表取締役頭取		
中野 慎介	代表取締役専務執行役員		
執行 謙二	取締役常務執行役員 (企画本部長)		
鶴久 博幸	取締役常務執行役員 (営業本部長)		
金子 末見	取締役常務執行役員 (資金運用本部長 兼事務本部長)		
藤崎 勇一郎	取締役常務執行役員 (リスク管理本部長)		
麻生 渡	取締役(社外取締役)		注1
龍 憲一	取締役(監査等委員)		
池部 晋	取締役(常勤監査等委員)		注2
立花 洋介	取締役(社外取締役監査等委員)	公認会計士	注1、3
橋田 紘一	取締役(社外取締役監査等委員)		注1
永田 見生	取締役(社外取締役監査等委員)	学校法人久留米大学理事長	注1

- 注 1. 麻生渡氏、立花洋介氏、橋田紘一氏及び永田見生氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役池部晋は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当行は、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	役名	職名
橋本賢治	上席執行役員	本店営業部長兼十三部支店長兼上津支店長
野口光	上席執行役員	福岡営業部長兼赤坂門支店長
西田吉孝	執行役員	企画本部企画グループ長
江崎健	執行役員	監査グループ長
田中省吾	執行役員	資金運用本部資金証券グループ長
香山恭秀	執行役員	日吉町支店長兼くしはら支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	7人	148	114	—	33
取締役(監査等委員)	5人	37	37	—	—

- 注 1. 非金銭報酬等は株式給付信託制度であります。株式給付信託制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。
- 取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます。
2. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価2百万円を支給しております。
3. 当行取締役の報酬の額は、2016年6月28日開催の第92回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度枠とは別枠で、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会において、

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式給付信託の拠出金（5事業年度分の上限280百万円）について決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。

4. 役員賞与金は該当ありません。
5. 当行は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で定めております。

基本方針として、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬、賞与及び株式給付信託制度の体系としております。月例報酬は、役位毎の固定報酬とし、賞与は、決算の都度、金融経済情勢等を総合的に勘案して決定しております。なお、報酬等の種類毎の割合は、基本的には上位ほど株式給付信託制度の割合を増やしており、役位に応じて月例報酬7～9割、株式給付信託制度1～3割を目安としております。

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で取締役会において決定しております。

また、当行の取締役の報酬等の額の決定過程において取締役会は、法令、定款及び株主総会決議等に基づき、各種リスクの統合的な管理、コンプライアンスプログラムや計数計画の進捗状況、各取締役の職務執行状況等を監督のうえ、当行取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬のみとしております。月例報酬は、固定報酬としております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で監査等委員である取締役で協議の上決定しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻 生 渡	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立 花 洋 介	
橋 田 紘 一	
永 田 見 生	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社役員等（含む執行役員及び管理職従業員）	当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者が実質的に保険料を負担している割合は7.22%であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
永田見生	学校法人久留米大学理事長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生渡	7年9月	取締役会 17回開催中17回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立花洋介	8年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
橋田紘一	5年9月	取締役会 17回開催中16回出席 監査等委員会 14回開催中13回出席	企業経営の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
永田見生	3年9月	取締役会 17回開催中16回出席 監査等委員会 14回開催中13回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。

注 当行社外取締役は、知事、企業経営の豊富な経験や公認会計士、学識経験者としての専門的見地を有し、当該視点からの当行取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献する期待に対し、当行取締役会において当該視点からの発言などにより社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	16	—

注 役員賞与金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 株式数 発行可能株式総数 12,000千株
発行済株式の総数 6,249千株(自己株式4千株を含む)

(2) 当年度末株主数 2,756名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
筑邦銀行従業員持株会	248	3.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	200	3.20
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	187	3.00
SBI地銀ホールディングス株式会社	182	2.92
株式会社佐賀銀行	175	2.80
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口 及び九州電力送配電口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	161	2.58
久光製薬株式会社	140	2.25
西日本鉄道株式会社	138	2.22
株式会社安川電機	136	2.18
株式会社九電工	134	2.15
計	1,706	27.33

注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(4,688株)を控除して計算しております。

- (4) 役員保有株式
該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項
(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 城戸 昭博 指定有限責任社員 岡部 麻子	38	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は38百万円であります。

- (2) 責任限定契約
該当ありません。

- (3) 補償契約
該当ありません。

- (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

7. 会計参与に関する事項
該当ありません。

第98期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	90,153	預 金	795,462
現 預 け	8,906	当 座 預 金	32,976
預 入 金 債	81,247	普 通 預 金	496,791
買 有 価 証	435	貯 蓄 預 金	4,079
国 債	238,303	通 定 期 預 金	1,028
地 方 債	8,372	そ の 他 の 預 金	248,301
短 期 社 債	72,736	譲 渡 性 預 金	12,285
社 債	3,999	借 入 金	4,145
株 式 債	60,590	借 入 金	47,000
そ の 他 の 証 券	15,099	外 国 為 替 債	47,000
割 引 手 形 付 越 替 け	77,504	未 払 外 国 為 替 債	7
手 証 書 座	541,648	そ の 他 の 負 債	7
外 国 為 店 預 け	4,210	未 決 済 為 替 借 等	2,797
そ の 他 の 資 産	43,584	未 払 法 人 費 用	0
前 未 融 派 生 商 品	432,633	未 前 金 融 派 生 商 品	93
有 形 固 定 資 産	61,220	資 産 除 去 の 負 債	160
建 土 一 設 所 他 の 有 形 固 定 資 産	1,547	そ の 他 の 引 当 金	432
リ 建 所 他 の 有 形 固 定 資 産	1,547	偶 発 損 失 引 当 金	41
無 形 固 定 資 産	4,459	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	203
ソ フ ト ウ ェ ア 資 産	23	支 払 債 の 部 合 計	63
リ ー ス 資 産	294	資 産 部 合 計	1,801
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 資 産	5	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,136	資 本 剰 余 金	8,000
前 繰 延 払 倒 引 当 金	8,411	資 本 剰 余 金	5,759
支 払 倒 引 当 金	1,836	利 益 剰 余 金	18,557
一 設 所 他 の 有 形 固 定 資 産	6,119	利 益 剰 余 金	2,724
リ 建 所 他 の 有 形 固 定 資 産	186	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	15,833
無 形 固 定 資 産	50	別 途 積 立 金	7,400
ソ フ ト ウ ェ ア 資 産	218	繰 越 利 益 剰 余 金	8,433
リ ー ス 資 産	342	自 己 株 式	△354
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 資 産	70	株 主 資 本 合 計	31,962
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	224
前 繰 延 払 倒 引 当 金	230	土 地 再 評 価 差 額 金	1,775
支 払 倒 引 当 金	33	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,999
資 産 の 部 合 計	893,377	純 資 産 の 部 合 計	33,962
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	893,377

第98期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		11,293
資	金 運 用 収 益	8,637	
	貸 出 金 利 息	6,758	
	有 価 証 券 利 息 配 当	1,735	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0	
	預 け 金 利 息	143	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	1,999	
	受 入 為 替 手 数 料	640	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,359	
そ	の 他 業 務 収 益	154	
	外 国 為 替 売 買 益	32	
	国 債 等 債 券 売 却 益	121	
そ	の 他 経 常 収 益	501	
	株 式 等 売 却 益	410	
	そ の 他 の 経 常 収 益	91	
経	常 費 用		10,363
資	金 調 達 費 用	70	
	預 金 利 息	57	
	譲 渡 性 預 金 利 息	1	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	借 用 金 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	11	
役	務 取 引 等 費 用	1,048	
	支 払 為 替 手 数 料	173	
	そ の 他 の 役 務 費 用	874	
そ	の 他 業 務 費 用	55	
	国 債 等 債 券 償 却	20	
	金 融 派 生 商 品 費 用	35	
営	業 経 費 用	8,033	
そ	の 他 経 常 費 用	1,156	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	825	
	貸 出 金 償 却	5	
	株 式 等 売 却 損	46	
	株 式 等 償 却	94	
	そ の 他 の 経 常 費 用	184	
経	常 利 益		930

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	13
固 定 資 産 処 分 益	0
退 職 給 付 信 託 返 還 益	13
特 別 損 失	0
固 定 資 産 処 分 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	943
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	281
法 人 税 等 調 整 額	28
法 人 税 等 合 計	309
当 期 純 利 益	633

第98期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	90,174	預 金	794,476
買 入 金 銭 債 権	435	譲 渡 性 預 金	3,355
有 価 証 券	237,869	借 用 金	54,570
貸 出 金	538,548	外 国 為 替	7
外 国 為 替	1,547	そ の 他 負 債	4,186
リース債権及びリース投資資産	9,415	退 職 給 付 に 係 る 負 債	95
そ の 他 資 産	9,986	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	85
有 形 固 定 資 産	8,741	役 員 株 式 給 付 引 当 金	214
建 物	1,858	偶 発 損 失 引 当 金	158
土 地	6,297	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	971
リ ー ス 資 産	1	支 払 承 諾	8,656
建 設 仮 勘 定	50	負 債 の 部 合 計	866,778
その他の有形固定資産	533		
無 形 固 定 資 産	355	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	81	資 本 金	8,000
ソフトウェア仮勘定	239	資 本 剰 余 金	5,779
その他の無形固定資産	35	利 益 剰 余 金	20,171
退 職 給 付 に 係 る 資 産	781	自 己 株 式	△354
繰 延 税 金 資 産	835	株 主 資 本 合 計	33,596
支 払 承 諾 見 返	8,656	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	235
貸 倒 引 当 金	△2,183	土 地 再 評 価 差 額 金	1,775
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	157
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,169
		非 支 配 株 主 持 分	2,621
		純 資 産 の 部 合 計	38,387
資 産 の 部 合 計	905,165	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	905,165

第98期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		17,268
	資 金 運 用 収 益	8,655	
	貸 出 金 利 息	6,747	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,576	
	コ-ルローン利息及び買入手形利息	0	
	預 け 金 利 息	143	
	そ の 他 の 受 入 利 息	188	
	役 務 取 引 等 収 益	2,042	
	そ の 他 業 務 収 益	6,067	
	そ の 他 経 常 収 益	502	
	そ の 他 の 経 常 収 益	502	
経	常 費 用		16,192
	資 金 調 達 費 用	89	
	預 金 利 息	57	
	讓 渡 性 預 金 利 息	1	
	コ-ルマネー利息及び売渡手形利息	0	
	借 用 金 利 息	30	
	そ の 他 の 支 払 利 息	0	
	役 務 取 引 等 費 用	942	
	そ の 他 業 務 費 用	5,741	
	営 業 経 費 用	8,294	
	そ の 他 経 常 費 用	1,123	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	792	
	そ の 他 の 経 常 費 用	331	
経	常 利 益		1,075
特	別 利 益		13
	固 定 資 産 処 分 益	0	
	退 職 給 付 信 託 返 還 益	13	
特	別 損 失		0
	固 定 資 産 処 分 損	0	
	税金等調整前当期純利益		1,088
	法人税、住民税及び事業税	357	
	法人税等調整額	51	
	法人税等合計		408
	当期純利益		679
	非支配株主に帰属する当期純利益		116
	親会社株主に帰属する当期純利益		563

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡部 麻子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡部 麻子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を

作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、適切に対応していくことを確認しており、今後もその対応を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

監査等委員 龍 憲 一 ㊟

監査等委員 池 部 晋 ㊟

監査等委員 立 花 洋 介 ㊟

監査等委員 橋 田 紘 一 ㊟

監査等委員 永 田 見 生 ㊟

(注) 監査等委員 立花洋介、橋田紘一、永田見生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

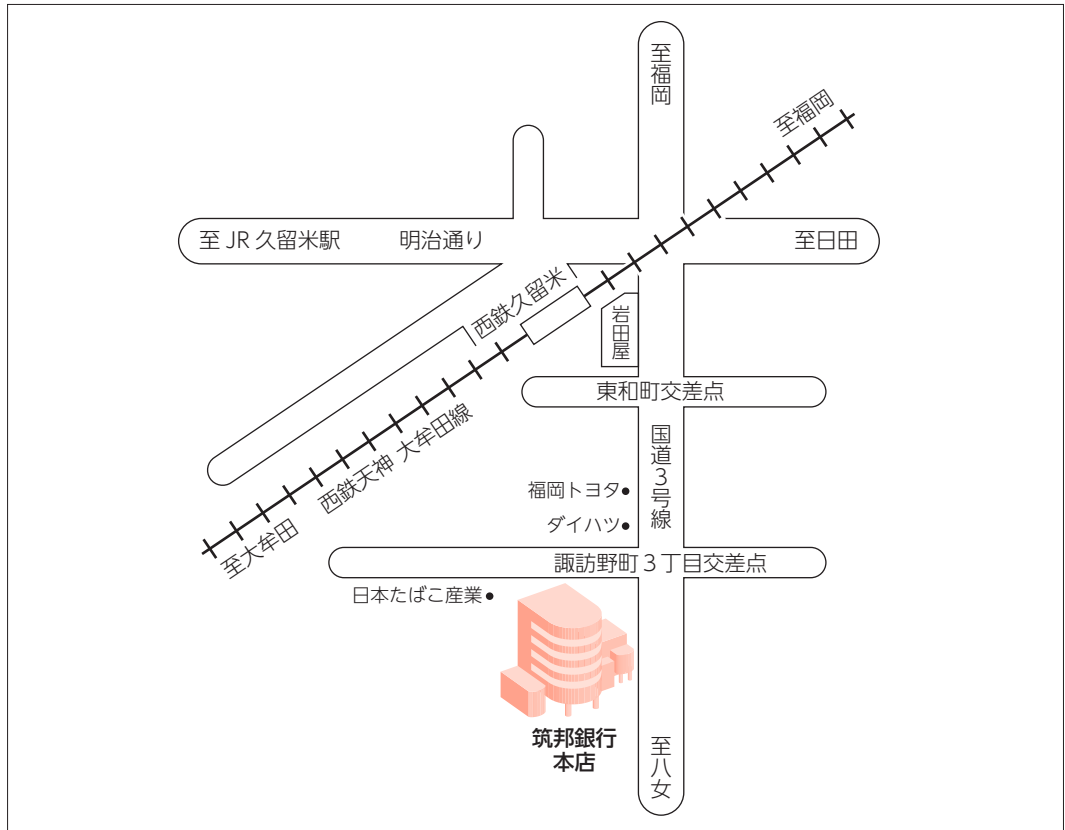
株主総会会場のご案内図

場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1
筑邦銀行本店 3階大会議室
電話 久留米 (0942) 32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。